

フランスにおける裁判官の人事制度

第1 任命

1 給源

フランスにおける裁判官は、検察官と共に司法官として位置づけられている。裁判官については、最近、職業裁判官の採用時までの出身、経歴の多様化を図るとともに、事件の増大に対応するために、様々なルートが設けられたりしているが、以下の国立司法学院を経るルートが通常ルートである。

通常ルート（国立司法学院を経るルート）

司法官試験受験 ルート	第1種	大学卒業予定又は卒業直後の者が対象（7割前後）
	第2種	公務員が対象（2割程度）
	第3種	一定の社会経験を積んだ社会人が対象（1割弱）
その他のルート	書類審査による 無試験入学	以下の3種類の出願資格がある。 ① 法学修士の学位と、法律、経済又は社会的分野での4年以上の職務経験を有し、司法職を遂行しうる適格を有する者 ② 法学博士号とそれを取得するために得たものとは別の高等研究免状を有する者 ③ 国立大学法学部助手であって、その職務を3年以上行っており、法律学科の高等研究免状を有する者

2 通常ルートにおける任官ポストの決定手続

① 司法修習生は、31か月間の修習中に順位決定のための試験を受験し、②その成績と修習中の成績とを合わせた成績表に基づき、判定委員会が適性判定を行い、③司法修習生は、公開された成績順位表と採用予定ポストリスト（司法省司法局長作成）をもとにポストを選択し、④司法官職高等評議会(※)の承認を得て、大統領により任命される。

なお、司法官としての適性を著しく欠くと認められる者は、1年間の再履修を命じられたり、罷免されることもある。また、任命の拒否については、コ

ンセイユ・デタ(行政裁判所の最上級審)への不服申立が可能である。

※ 司法官職高等評議会

裁判官の任命と懲戒に関する権限を有している。大統領(議長), 司法大臣(副議長)の他に16人の委員から構成される。16人の内訳は, 4人の学者又は国 務院 評定官(これらの者は, 大統領, 両院議長が各1名ずつ指名し, 国務院が国務院代表を指名する。)及び12人の司法官(司法官の中から選挙で選出)である。

第2 昇進・報酬

1 身分保障

裁判官は, 憲法により独立を保障されており, 法定の条件の下でなければ, 罷免, 停職, 転勤を命ぜられることはなく, その意に反して新たな職務に就かされることはない。

2 昇進

(1) 職階制

特別級	
第1階級	第2群(7等級)
	第1群(5等級)
第2階級(10等級)	

(上段がより上位の階級)

第1階級の各群及び第2階級は, それぞれ勤務年数に応じた等級に更に細分されている。

これらの各階級及び群に属する者がいかなる職務に就くかは, コンセイユ・デタのデクレ(行政命令)により定められている。

(2) 昇進の要件

各階級及び群内部での昇進や上位の階級及び群への昇進に際しては, いずれも一定の勤続年数が必要とされるほか, 昇進名簿への登載が必要とされる場合がある。特定の職務への就任の際にも, 各種名簿への登載が必要とされる場合がある。

昇進名簿	20人の司法官からなる昇進委員会（※）が、上司の評価等を基に作成する名簿。これへの登録は、第1階級への昇進に必要である。登録された裁判官に通知されるとともに、各裁判所に掲載される。 登録されなかった裁判官は、登録を要求することができる。
適性名簿	いずれも特定の職務のための名簿である。例えば、適性名簿は所長、
選考名簿	選考名簿は司法省における司法行政職、特別適性名簿は破毀院調査報告
特別適性名簿	判事の職務を遂行する適性があると認められる者の名簿である。

※ 昇進委員会

16人は同僚の選挙により選出された司法官、4人は官職指定の司法官からなる委員会で、破棄院長が委員長となる。同委員会は、個々の司法官の個人書類、特に上司による仕事内容の評価（その評価は評価書に記載される。）を見た上で、昇進名簿を作成する。

3 報酬

裁判官は、格付された階級及び群の中で当該司法官の属している等級に従って定められている俸給を受けるほか、当該司法官の従事する職務に応じた職能手当を受ける。

第3 勤務評価

1 評価の時期等

原則として2年ごとに、裁判所の長（所長、控訴院長）により行われる。

2 評価の手順・方法

例えば、大審裁判所の司法官の場合には以下のとおりである。

(1) 評価の対象となる司法官が、自らの職務活動について所定の書面に記載する。

(2) 所長が当該司法官と面談を行う。その上で、所長は、所定の書面に、「一般的な職業能力」、「法律的及び技術的な職業能力」、「整理能力及び主宰能

力」,「職業上の義務」についての文章による評価, これらをより具体化した項目についての表形式の5段階(秀逸, 優, 良, 可, 不可。他に, 情報なしの選択肢もある。)の評価を記載し, また, 一般的な評価等を記載する。そして, それを当該司法官の作成した書面と共に, 控訴院に送付する。

(3) 控訴院長は, 当該司法官の職務活動を知っている他の司法官(大審裁判所の陪席裁判官の場合には, その裁判長)に対して, その所見を求める。

(4) 控訴院長は, 以上の手続を経て得た書類をもとにして, 所長が記載した書面と基本的に同様の書式に当該司法官の評価を記載する。

3 評価の本人開示等

勤務評価は本人に対し開示される。

司法官から評価に対し意見書が提出された場合には, 控訴院長が必要に応じて評価書を修正するなどして, 評価書を確定し, 本人に通知する。それに対して, 司法官は昇進委員会へ異議を申し立てることができる。異議が申し立てられた場合, 昇進委員会は, 理由を付した上で意見表明をする。この意見は, 異議申立の対象となった評定を無効にして, 評定にとって代わるものではないが, 当該司法官のファイルに添付される。

さらに, コンセイク・データへ申請することができることとされている。

(参考文献)

- ・ 「イギリス, ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状」(司法研究報告書53-1)
 - ・ 山本和彦「フランスの司法」(有斐閣)
 - ・ 滝沢正「フランス法」(三省堂)
 - ・ Le Conseil superieur de la magistrature